

議事要旨(2) 退職給付（ステップ1）の検討状況について

冒頭、都常勤委員（専門委員長）より、前回の第 235 回企業会計基準委員会において「単体財務諸表に関する検討会議」に関連するテーマの 1 つとして、今後の進め方が検討された退職給付（ステップ 1）について審議されたい旨の説明がなされ、前田専門研究員より、審議事項(2)に基づいて、退職給付（ステップ 1）のこれまでの審議の状況、未認識項目の負債計上に関する事項及び未認識項目の負債計上以外の退職給付（ステップ 1）に関する論点について具体的な説明が行われた。

その中で、未認識項目の負債計上に係る連結財務諸表の取扱いについては、前回の委員会で、改正する方向とし、単体財務諸表の取扱いについては、当面、現行の処理を維持することとしてはどうかという提案を行っているが、このことを踏まえた場合、以下の 2 点が派生論点として生じることから、各論点について 2 つの案が検討のために示された。

(1) 単体財務諸表における一括負債計上の容認について

案 1：単体財務諸表上、一括負債計上の処理を設けない（基準化しない）。

案 2：単体財務諸表上、連結に準じて一括負債計上できる扱いを設ける。

(2) 単体財務諸表における追加開示について

案 1：連結財務諸表と異なる処理をしている旨を注記する。

案 2：異なる処理をしている旨及び仮に一括負債計上した場合の金額情報を注記する。

委員などからの主な発言内容は以下のとおりである。

ある委員より以下の意見があった。

現行制度を前提とする現時点の議論においては、連単を分けざるを得ないため、(1)については案 1、(2)については案 1 を支持する。連結財務諸表非作成会社への対応については、連結財務諸表と同じように、単体財務諸表であっても連結と同様の考え方に基づいて、未認識項目の負債計上が必要である。

上記に対して、ある委員より、連結財務諸表非作成会社への対応について、連結基準と同様の取扱いとした場合、会社法上の分配可能額のための単体財務諸表も別途作成することにつながるため、制度面において問題がないのか慎重に検討しなければならないとの意見があった。

ある委員より以下の意見があった。

未認識項目の負債計上以外の退職給付ステップ 1 に関する論点については連単ともに改正する方向が望ましく、早期に最終基準化していくべきである。単体財務諸表における未認識項目の負債計上については、制度上の問題も解決していない現時点で結論を出すこと

は時期尚早であると考えられるため、一旦議論を切り離して、単体については現行の取扱いを維持するという整理もありうる。

ある委員より以下の意見があった。

年金法制、分配可能額等の懸念が残る中、単体財務諸表において任意適用を認めることは避けるべきであって、(1)については案 1、(2)については案 1 を支持する。また、連単のあり方については企業会計審議会での審議が継続している最中であって、まずは検討すべき論点のうち、大多数に支持されているものから基準化していくことが現実的である。

ある委員より以下の意見があった。

未認識項目の負債計上については、負債の定義を満たし、将来キャッシュ・フローの予測に有用であると考えられ、連結上の取扱いについて公開草案に対するコメントとしても異論が少なかったと理解している。未認識項目について負債の定義を満たすという前提に立つと、単体財務諸表における任意での計上は会計基準の信頼性を損なう可能性があるという記述には違和感がある。しかし、単体財務諸表上の取扱いについてはすべての会社に影響を及ぼす分配可能額など、他の制度との関係も考慮に入れて慎重に検討を進めなければならないと考えており、(1)については案 1 を支持する。より正確に言えば、連結上は未認識項目を負債計上する一方、単体財務諸表において未認識項目の負債計上をしないことを論理的に導き出すことは難しいため、負債計上しないと結論づけるよりも保留にするような表現が望ましい。連結財務諸表非作成会社については、連結財務諸表作成会社との企業間の比較可能性の観点から、未認識項目の残高の開示に加え、1 株当たり純資産額や純資産額、自己資本利益率など開示されている項目にも影響が及ぶことから、それらを含めて相応の対応をとる必要があると考える。

ある委員より以下の意見があった。

未認識項目の負債計上以外の退職給付ステップ 1 に関する論点については、基本的には連単ともに改正するという事務局提案を支持する。未認識項目の負債計上については、かなり前の委員会において述べたいくつかの理由に基づき、基本的には連単一致が望ましい。一方で、コベナント、分配可能額の算定等の懸念が一部にあることについては一定の理解ができ、単体検討会議における意見を十分斟酌するならば、とりあえずは連結のみの対応もやむ無しと考えられる。但し、単体財務諸表に対する任意での適用まで阻止する必要性は無く、そもそも年金制度について連単で異なる会計処理を行うこと自体が不自然であり作成者の負担が増えること等を考慮するならば、少なくとも任意適用は認めるべきである。したがって、(1)については案 2、(2)については、任意適用する会社としない会社との間の情報開示の整合性を図る観点から案 2 を支持する。なお、単体に任意適用した場合には、

分配可能額の算定上いろいろ問題があるところのご指摘があったが、制度面への対応はただ待っているのではなく、適切な関係者にこちらから働きかけて解決するなどの積極的な行動を起こすべきであろう。

ある委員より以下の意見があった。

未認識項目の負債計上以外の退職給付ステップ1に関する論点については連単ともに改正するという方向性を支持する。未認識項目の負債計上については、(1)については案1、(2)については案1を支持する。開示上の取扱いを含めて単体財務諸表の制度上の位置づけが改めて議論されている最中であって、その方向性が明確になるまでは現行の取扱いを維持するという一方で、任意といえども適用を認めるべきではないと考えている。

ある委員より以下の意見があった。

未認識項目の負債計上以外の退職給付ステップ1に関する論点については、基本的には連単ともに改正するという方向性を支持する。未認識項目の負債計上については、必ずしもコンセンサスがとれていないという状況下にあつて、現段階においては連結においてまず財務報告の改善を図るべきであり、(1)については案1、(2)については案1を支持する。

あるオブザーバーより、未認識項目の負債計上に係る単体財務諸表の取扱いについて、今後の方向性として事務局が示している案はいくつかの点で理由づけが必ずしも適切ではないのではないかと意見があった。また、年金法制との関係において不合理な影響を受けている企業は限定的と考えられるため、(1)については連単とも同じ処理を許容する案2が望ましい、また、(2)については情報の有用性及び追加開示コストが低いことから案2を支持するとの意見があった。連結財務諸表非作成会社への対応については、今後連単の基準が異なってくることも想定されるため、公表される主たる財務諸表については連結基準を取り入れる整理もしてはどうかとの意見があった。

これに対して事務局より、事務局が示している案の理由づけ等については今後当委員会にてさらに審議を進めていくなかで検討を進めていく旨の回答があった。

以 上